青梅市ジェンダー平等推進計画

令和 5 年度~令和 9 年度 (2023 年度~2027 年度)



令和5 (2023) 年3月 青梅市

はじめに

青梅市では、平成8(1996)年に第一次となる「青梅市男女平等推進計画・ 青梅市プラン」を策定して以来、六次にわたり男女平等参画社会の実現に向けて、 施策の推進に取り組んでまいりました。

国においては、男女共同参画社会基本法にもとづき、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2(2020)年12月に閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させる必要があるとしており、SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえ、ジェンダー平等の実現を目指しています。

世界的に見ると、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(G I)」で日本は世界146か国中116位と、依然として低い水準となっており、ジェンダー平等への取組は重要な課題となっております。

青梅市においても、ジェンダー平等に向けた取組を更に加速させるため、今回の計画では名称を「青梅市ジェンダー平等推進計画」とし、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「配偶者等からの暴力の防止」などの課題に引き続き取り組み、市民の皆様とともに、ジェンダー平等の実現に向け、諸施策の推進に努めてまいります。

結びに、この計画の策定に当たり、活発な御議論をいただきました男女平等推進計画懇談会委員の方々をはじめ、貴重な御意見を寄せてくださった市民の皆様に心から感謝申し上げます。



令和5(2023)年3月

青梅市長 浜中 啓一

目次

第1	章 言	画の基本的な教	きえ方	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
1	計画	(策定の趣旨・					•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
2	2 計画	iの名称について					•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
3	3 計画	iの性格・位置作	けけ・				•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠4
۷	1 計画	jの基本理念・					•			•		•	•	•		•	•	•			• 4
5	5 計画	iの期間・・・・					•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠4
6	5 施第	体系図・・・					•			•		•	•	•		•	•	•			• 5
7	7 数值	[目標・・・・					•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
第2	2章 青	梅市の現状・								•			•	•		•	•	•			. 9
1	人口	の状況・・・・					•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
2	2 世帯	の状況・・・					•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 2
3	3 出生	・死亡(自然重	协態)、	転入	・車	坛出	(社	会重	動態)	σ.)状:	況	•	•	•	•	•	•	•	•	1 3
4	1 合計	特殊出生率の特殊	犬況・				•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 3
5	5 就第	の状況・・・					•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4
6	5 青柏	市市政総合世記	命調査の	の状況	兄・		•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第3	3章 事	業計画・・・								•			•			•	•	•			17
E	目標 I	ワーク・ライフ	フ・バー	ランス	スの	推進	<u>と</u>	動く	場に	お	ナる	女	性	活	躍:	推	進	•	•	•	19
	課題1	ワーク・ライ	イフ・ハ	バラコ	ンス	の推	進			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 0
	課題2	働く場におけ	ナるジ <u>:</u>	ェンタ	ダー	平等	う の す	隹進		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 1
	課題3	女性の就業を	を援・				•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 2
	課題~	子育て・介語	養へのま	支援			•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 3
E	目標Ⅱ	社会のあらゆる	る分野に	こおり	ける	ジェ	ン:	ダー	平等	<u>の</u>	推進	<u>ŧ</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	2 5
	課題1	行政・防災分	う野にも	おける	るジ	ェン	/ダ-	- 平	等の	推	進・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 6
	課題2	地域・家庭に	こおける	るジ:	ェン	ダー	平等	等の	推進	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 7
	課題3	生活の安定と	≤自立(の支持	爰・		•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	課題厶	生涯を通じた	き男女(か心な	と体	の傾	康	支援		•		•	•		•	•	•	•	•	•	3 0
	課題5	様々なマイノ	/リテ	ィのヨ	支援	• •	•			•		•	•		•	•	•	•	•	•	3 1
E	目標Ⅲ	人権の尊重に。	はるジ:	ェンタ	ダー	平等	の	意識	づく	り				•		•	•				3 2
	課題1	ジェンダーュ	平等の記	啓発			•			•				•		•	•				3 3
	理期 2	ジェンダーコ	☑ 笙音 章	船を‡	生:住	オス	数	査・	学驱	<u>ا</u> ر	奈 生	ᡓ.									3 1

目標IV	配偶者等暴力対策・・		•	 •	 •	 •	 •		 •	• 36	
課題1	配偶者等からの暴力の	の防止・	•	 •	 •	 •	 •	•	 •	• 37	
目標V	総合的な計画の推進・		•	 •	 •	 •	 •		 •	.39	
課題1	推進体制の強化・充	実・・・	•	 •	 •	 •	 •		 •	• 40	
資料編										· 41	

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の名称について
- 3 計画の性格・位置付け
- 4 計画の基本理念
- 5 計画の期間
- 6 施策体系図
- 7 数値目標



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、「法の下の平等」、「個人としての尊厳」を定め、男女がすべてに おいて性別により差別されないことを保障しています。

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることで、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現を目指し、さまざまな取組を行っています。

また、平成27(2015)年9月には、国連サミットで採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」では、目標5として「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられており、ジェンダー平等に向けて世界的な推進が図られ、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、新たな段階に入りつつあります。

青梅市においては、平成8(1996)年に「青梅市男女平等推進計画・青梅市プラン」 を策定し、その後、六次にわたり「青梅市男女平等推進計画・青梅市プラン」により 男女平等参画社会の実現のための施策に取り組んできました。

しかし、現在においても固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、男女平等参画 社会づくりの阻害要因の一つとなっています。

青梅市を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、超高齢社会の本格化など大きく変化しており、社会経済情勢の変化による貧困・格差の拡大、雇用対策などの課題に加え、災害などの緊急時の対応、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など新たな課題への対応が求められています。

こうした課題を踏まえつつ、性別や年齢にかかわりなく、その個性と能力が発揮できる機会が確保され、人々が満足感・安心感を得て生きがいのある充実した生活ができる平等な社会の実現に向け、施策を計画的に推進していくため、「青梅市ジェンダー平等推進計画」を策定するものです。

2 計画の名称について

今回策定する計画は、「SDGs (持続可能な開発目標)」の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえ、計画名称を「青梅市男女平等推進計画」の「男女平等」の部分を「ジェンダー平等」に変更するとともに、これまでの計画を継承していくものとします。

ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のことで、国際的にも使われています。

日本語では生物学的性別(セックス/sex)と社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー/gender)の区別がなく、わかりにくい部分もありますが、近年では「ジェンダー平等」という言葉が社会的に認知されてきています。

3 計画の性格・位置付け

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項にもとづく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、ジェンダー平等の実現を目指す本市の基本方針を示し、施策を総合的かつ計画的に推進するための事業計画です。
- (3) この計画は、第一次から第六次までの推進計画による本市の取組を継承・発展させる計画で、「第7次青梅市総合長期計画」の個別計画に位置付けられています。
- (4) この計画の目標 I の課題 1 「ワーク・ライフ・バランスの推進」、課題 2 「働く場におけるジェンダー平等の推進」および課題 3 「女性の就業支援」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項にもとづく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)」とします。
- (5) この計画の目標IVの課題 1 「配偶者等からの暴力の防止」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」第 2 条の 3 第 3 項にもとづく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」とします。

4 計画の基本理念

"誰もが互いにその権利を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、それ ぞれの個性と能力が発揮できるジェンダー平等の実現"に向け、

- ○性別により差別されない一人ひとりの人権が尊重される社会
- ○市民が性別にかかわらず、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う社会
- ○多様な生き方を自らの意思で選択・決定し、その能力を十分に発揮できる社会 を目指します。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

6 施策体系図

目標	<u> </u>	課題	施策
口惊		一种人	
I ワーク・ライ	1	ワーク・ライフ・バランスの推進	●企業や事業主への啓発と情報 提供●固定観念の意識改革の推進
フ・バランス の推進と働 く場におけ	2	働く場におけるジェンダー平等 の推進	●働きやすい職場環境づくり ●セクシュアル・ハラスメント等 の防止
る女性活躍 推進	3	女性の就業支援	●就業・キャリア形成の支援
	4	子育て・介護への支援	●保育・育児支援の充実●介護に関する支援
Ⅱ 社会のあら	1	行政・防災分野におけるジェンダ 一平等の推進	●政策・方針決定過程への女性の 参画 ●災害時の対応におけるジェン ダー平等の推進
	2	地域・家庭におけるジェンダー平 等の推進	●地域活動へのジェンダー平等 の推進●家庭におけるジェンダー平等 の確立
ゆる分野に おけるジェ ンダー平等 の推進	3	生活の安定と自立の支援	●特別な配慮を必要とする人々への支援●高齢者への支援●困難な問題を抱える女性への支援支援
	4	生涯を通じた心と体の健康支援	●母子保健事業の充実●健康に生活していくための支援
	5	様々なマイノリティの支援	●パートナーシップ制度の支援●外国人の支援
ш	1	ジェンダー平等の啓発	●啓発事業・広報活動の充実
Ⅲ 人権の尊重 によるジェ の意識づく り	るジェ ー平等 2	ジェンダー平等意識を推進する 教育・学習の充実	●性的マイノリティ(少数者)に 関する人権尊重 ●学校教育におけるジェンダー 平等教育の推進 ●社会教育におけるジェンダー 平等教育の推進

目標	課題	施策
IV 配偶者等暴 力対策	1 配偶者等からの暴力の防止	●暴力の未然防止のための意識 啓発●被害者支援対策の充実●関係機関との連携
V 総合的な計 画の推進	1 推進体制の強化・充実	●市民参画による計画の推進 ●庁内のジェンダー平等推進体 制の充実

7 数値目標

7 数 但日 惊目標	数値目標	説明
H las	WIE HIM	現状(参考) 目 標
I	仕事とそれ以外の生活を	令和元年度
ワーク・ライフ・バ ランスの推進と働く	両立していると思う人の割合	21.6% 50%
場における女性活躍 推進	50%	※令和元(2019)年度の「青梅市市民のくらし展」でのアンケート調査において「仕事とそれ以外の生活とを同じように両立している」と回答した人の割合
Ⅱ 社会のあらゆる分野 におけるジェンダー 平等の推進	審議会等の女性の参画率 40%	現状(参考)目標令和3年度令和9年度(2021年度)(2027年度)24.5%40%
		※令和3(2021)年度「第六次青梅市男女平等 推進計画進ちょく状況報告書」の数値
Ⅲ 人権の尊重によるジェンダー平等の意識 づくり	ジェンダー(社会的・文化 的に形成された性別)の用語 認知度 70%	現状(参考) 目 標 令和元年度 令和9年度 (2019年度) (2027年度) 55.8% 70% ※令和元(2019)年度に国の行った調査によるジェンダー(社会的・文化的に形成された 性別)の用語認知度
IV 配偶者等暴力対策	配偶者暴力防止法の認知度 90%	現状(参考) 目 標 令和2年度 令和9年度 (2020年度) (2027年度) 87.7% 90% ※令和2(2020)年度に国の行った調査による配偶者暴力防止法の認知度
V 総合的な計画の推進	全体としてジェンダーが平 等であると思う人の割合 50%	現状(参考) 目 標 令和3年度 令和9年度 (2021年度) (2027年度) 15.8% 50% ※令和3(2021)年度の市政総合世論調査に おいて「全体として女性と男性が平等」と回 答した人の割合

第2章 青梅市の現状

- 1 人口の状況
- 2 世帯の状況
- 3 出生・死亡(自然動態)、転入・転出(社会動態)の状況
- 4 合計特殊出生率の状況
- 5 就業の状況
- 6 青梅市市政総合世論調査の状況



上空からの青梅市

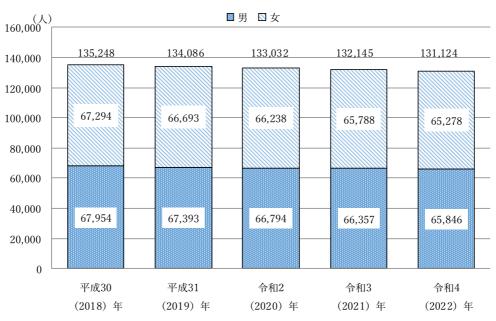
第2章 青梅市の現状

1 人口の状況

市の人口は、近年減少傾向となっており、令和4(2022)年1月1日現在、 131,124人となっています。

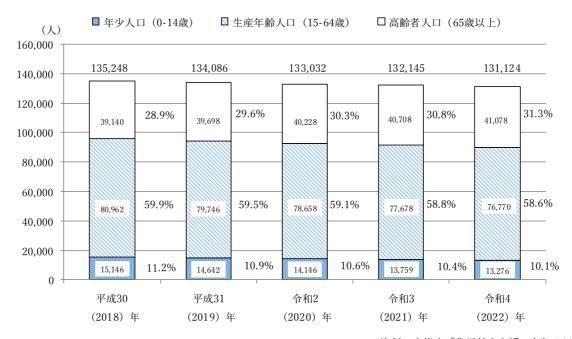
年齢3区分(年少人口・生産年齢人口・老年人口)の人口の推移をみると、14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が減少しており、代わりに65歳以上の高齢者人口が増えています。

<人口の推移>



資料:青梅市「住民基本台帳」各年1月1日現在

<年齢3区分別人口の推移>



資料:青梅市「住民基本台帳」各年1月1日現在

2 世帯の状況

世帯数は増加傾向にあり、令和4(2022)年時点で64,324世帯となっています。 1世帯あたりの世帯人員は減少傾向であり、令和4(2022)年時点で2.04人となっています。

また家族類型では、平成27(2015)年と比べて、核家族世帯とその他の世帯の割合が減る中、単身世帯の割合が増えています。

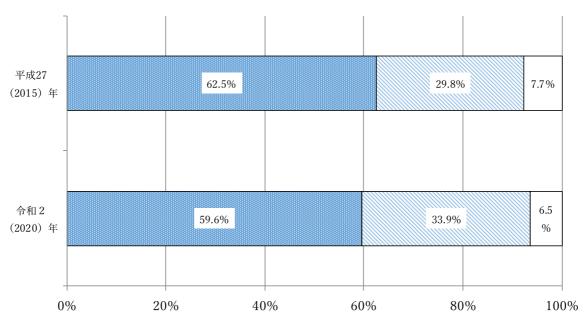
<世帯数、1世帯あたりの世帯人員の推移>



資料:青梅市「住民基本台帳」各年1月1日現在

<家族類型の推移>

■ 核家族世帯 □ 半独世帯 □ その他世帯



資料:総務省「国勢調査」

3 出生・死亡(自然動態)、転入・転出(社会動態)の状況

出生・死亡の状況をみると、その差は徐々に広がっており、自然減が拡大しています。

また転入・転出の状況をみると、増減を繰り返しています。

<出生・死亡(自然動態)、転入・転出(社会動態)の状況>



4 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率は、近年増減を繰り返していますが、平成27(2015)年に初めて 東京都の数値を下回りました。

以降、平成30(2018)年、令和2年(2020)年も同様に東京都の数値を下回っています。

<合計特殊出生率の推移>



資料:東京都「人口動態統計年報」

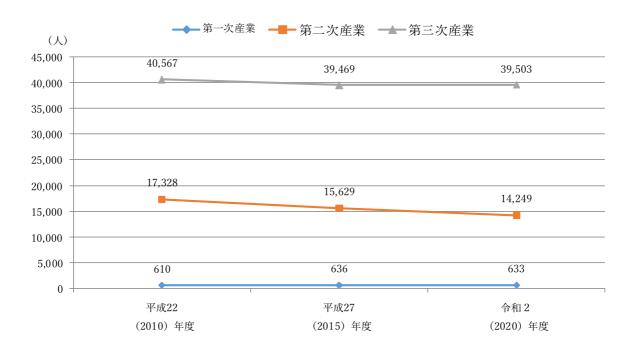
5 就業の状況

産業別就業者数の推移をみると、第一次産業および第三次産業は横ばい、第二次産業は減少傾向にあります。

令和2(2020)年産業別就業者の男女割合は、第一次産業および第二次産業では、 男性が7割以上を占めるものの、第三次産業では概ね男女同割合となっています。

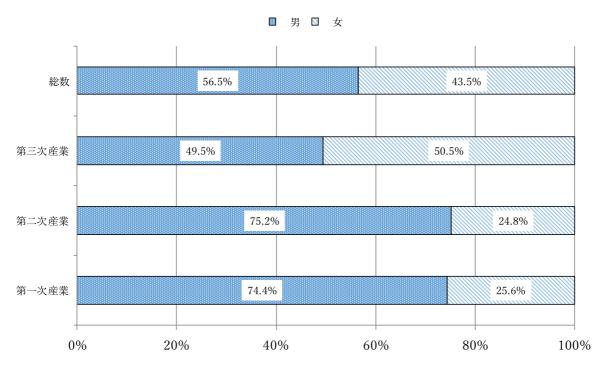
5歳階級別の労働力率では、男性の25~59歳の9割が就業しており、60歳を超えると減少しますが、65~69歳においても約6割の人が就業しています。女性については、結婚・出産期にあたる年代で就業率が減少する、いわゆるM字カーブが台形に近づいてきており、以前よりもM字カーブが解消されつつあります。

<産業別就業者数の推移>



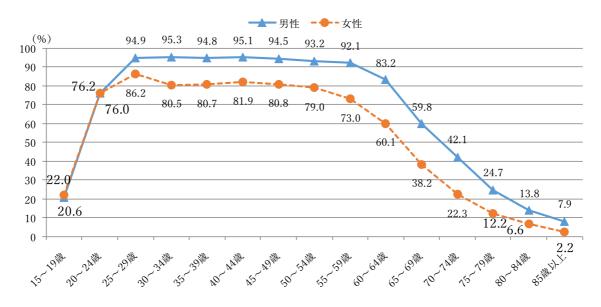
資料:総務省「国勢調査」

<令和2(2020)年 産業別就業者の男女割合>



資料:総務省「国勢調査」令和2 (2020) 年

<年齢5歳階級別労働力率>

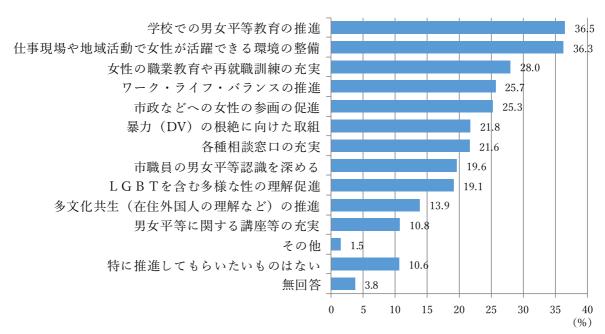


資料:総務省「国勢調査」令和2(2020)年

6 青梅市市政総合世論調査の状況

令和3(2021)年度に実施した市政総合世論調査の結果によれば、男女平等参画社会の実現に向け市が力を入れるべき施策についてたずねたところ、「学校での男女平等教育の推進」が36.5%で第1位に挙げられ、次いで「仕事現場や地域活動で女性が活躍できる環境の整備」が36.3%、「女性の職業教育や再就職訓練の充実」が28.0%、「ワーク・ライフ・バランスの推進」が25.7%、「市政などへの女性の参画の促進」が25.3%の順となっています。

<男女平等参画社会に向け市が力を入れるべき施策>



資料:青梅市「市政総合世論調査」令和3(2021)年度

第3章 事業計画

目標 I ワーク・ライフ・バランスの推進と働く場における

女性活躍推進

目標Ⅱ 社会のあらゆる分野におけるジェンダー平等の推進

目標Ⅲ 人権の尊重によるジェンダー平等の意識づくり

目標IV 配偶者等暴力対策

目標V総合的な計画の推進



目標 I ワーク・ライフ・バランスの推進と 働く場における女性活躍推進

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

課題2 働く場におけるジェンダー平等の推進

課題3 女性の就業支援

課題4 子育て・介護への支援

誰もが、自分らしい生き方を選択できることはジェンダー平等の推進に も大きな力となります。

人々の価値観やそれに伴うライフスタイルも多様化し、仕事と生活をバ ランス良く充実させたいという人々が増えています。

これまで、働きながら子育てができる環境整備が図られてきましたが、 25~29歳をピークに女性の正規労働者の減少が見られます。

働きたい誰もが、仕事と育児・介護などのどちらかを選ぶことがなく、仕事と生活の調和を実現できる環境をつくる、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

働きやすい職場環境は、誰にとっても必要なものであり、育児や介護等 により、仕事か家庭かの二者択一とならないよう支援します。

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが心豊かに充実した人生を送るためのワーク・ライフ・バランスは、 ジェンダー平等の実現のために、一人ひとりが考えていく重要な課題です。 雇用者・被雇用者の双方に対する啓発を推進します。

●企業や事業主への啓発と情報提供

取組項目	取組の方向
企業等へのワーク・ライフ・バラ ンスの啓発	市内の企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの講演会等の実施および情報提供を行います。

主 な 事 業 ・青梅商工会議所との共催による講座の開催

●固定観念の意識改革の推進

取組項目	取 組 の 方 向
働く人に対するワーク・ライフ・	働く人に対し、ワーク・ライフ・バランスの講演会等の実施および情報提供を
バランスの啓発	行います。また、男性の育休取得率の向上を図ります。

- 主な事業
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座の実施
- ・ジェンダー平等情報紙等による意識啓発の実施



ジェンダー平等情報紙 「よつばの手紙」

課題2 働く場におけるジェンダー平等の推進

働く権利や互いの人権を尊重しあい、誰もがともに対等な職業生活が送れ、働きやすい環境を整えていくために職場におけるジェンダー平等の周知や、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います。

●働きやすい職場環境づくり

取組項目	取 組 の 方 向
労働相談の開催	労働相談を実施します。
講座等の開催	労働者を対象とした講座や研修会を実施 します。
商工・自営業等の労働者への支援	情報や学習機会の提供を行うとともに、 青梅市中小企業従業員等互助会、特定退職金・中小企業退職金制度への加入を促進します。

主な事業

- ・社会保険労務士による相談の実施
- ・労働者を対象とした講座等の実施

●セクシュアル・ハラスメント等の防止

取組項目	取 組 の 方 向
各種ハラスメントの防止に向けた 啓発	セクシュアル・ハラスメントをはじめと するさまざまな嫌がらせなどは重大な人 権侵害であることや、被害相談の窓口等 を周知します。

主な事業

- ・ポスターの掲示やパンフレットによる周知
- ・相談業務の周知



青梅市役所本庁舎内でのポスター掲示

課題3 女性の就業支援

就業は生活の経済的基盤を形成し、働くことによって達成感が得られ、 自己実現につながるもので、ジェンダー平等の実現にとっては重要な意味 を持っています。

働く女性や働くことを希望する女性が増えていく中、自分のライフスタイルに合わせた働き方が選択でき、働き続けられるように情報等を提供し、女性の職業能力向上を支援するとともに、結婚や出産により退職した女性の再就職を支援します。

●就業・キャリア形成の支援

取組項目	取 組 の 方 向
就業機会増加および再就職支援の ための講座の開催	ハローワークとの共催講座を行い、就業機会の増加と退職した女性の再就職支援 を図ります。また、日本シングルマザー 支援協会と連携し、キャリアアップに向 けた就労支援を行います。
農業等に従事する女性の支援	農業等に従事する女性を対象とした学習 機会の提供を行います。
就職支援のための母子・父子家庭 自立支援プログラムの策定等	母子・父子自立支援員による就労支援プログラムを策定し、ハローワークと連携し就労支援を行います。また、高等職業訓練促進給付金等により資格取得などのスキルアップ等を支援します。
女性活躍の啓発および取組の推進	働く女性や働くことを希望する女性がそ の個性と能力を発揮して活躍できるため の意識啓発など各種取組を実施します。

主な事業

- ・ハローワークとの共催講座の実施
- ・市外女性農業者団体との交流の実施
- ・母子・父子家庭自立支援プログラムの策定事業の実施
- ・日本シングルマザー支援協会と連携したひとり親サポート講座および個別訪問の実施

課題4 子育て・介護への支援

核家族世帯の増加、地域のつながりの希薄化といった流れの中で、子育て中の女性が、働き続けるために、また、いきいきと生活していくためにも育児不安や子育ての孤立化に悩む親を支援していくことが必要です。

男女ともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、多様な働き方を可能とする育児・介護の支援を充実します。

また、超高齢社会の本格化を背景に、介護サービスを必要とする高齢者の増加や育児と介護などを同時に行うダブルケアが問題となっているため、家族介護者への支援の充実を図ります。

●保育・育児支援の充実

取組項目	取 組 の 方 向
民間保育所の保育内容の充実	病児保育事業等を拡充するなど保育の質 の向上を図ります。
学童保育事業の充実	柔軟な受入体制を取り、待機児童の解消 に努めます。
子育て支援事業・子育てひろば事 業の充実	子育て支援センター、子育て支援事業、 ファミリーサポートセンター事業、子育 てひろば事業等を充実します。
子育て相談の開催	こども家庭センターにおいて妊娠から就 学前を対象としたネウボラの特徴をとら えた支援や子育て相談などの充実を図り ます。また、子育て支援センター、子育 てひろば事業、子育て支援事業において 簡易な子育て相談を行います。
乳幼児ショートステイ事業	保護者の疾病などの理由により、一時的 に家庭で養育ができない児童について、 施設で一定期間の養育をします。
私立幼稚園等保護者に対する補助 金の交付	私立幼稚園等の園児の保護者に対し、補助金を交付し、負担軽減を図ります。
子育て支援制度の情報提供	子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育 て・予防接種ナビ」などを活用し、子育 て支援制度情報の充実を図ります。

主な事業

- ・延長保育、一時保育の実施
- ・子育て中の保護者と乳幼児、児童との遊びを通した 交流の場の提供
- ・乳児院、児童養護施設でのショートステイ事業の実 施
- ・青梅市子育てアプリによる情報提供
- ・「こんにちは赤ちゃん事業」による生後4か月までの 乳児がいる家庭への訪問の実施





子育て支援センター

青梅市子育てアプリ 「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」

●介護に関する支援

取組項目	取 組 の 方 向
介護保険制度の周知	介護保険制度について、出前講座やホームページ、リーフレット等でさらなる周 知を図ります。
介護保険制度の活用促進	介護保険制度の活用により、介護者の心 身の負担軽減を図ります。
介護に関する相談	地域包括支援センターを中心に、高齢者 の困りごとや介護サービスに関すること など様々な相談支援を行います。

主な事業

- ・介護と予防に関するガイドブックの配布
- ・イベント会場での介護保険制度、地域包括支援セン ターの啓発
- ・介護サービス相談員派遣事業の実施
- ・家族介護教室の実施
- ・家族介護慰労金支給事業の実施
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施

目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における ジェンダー平等の推進

課題1 行政・防災分野におけるジェンダー平等の推進

課題2 地域・家庭におけるジェンダー平等の推進

課題3 生活の安定と自立の支援

課題4 生涯を通じた心と体の健康支援

課題5 様々なマイノリティの支援

男性と女性が意思決定の段階からあらゆる活動にともに参画する ことは、ジェンダー平等社会の形成には不可欠です。

社会のさまざまな意思決定、家庭や地域社会において、どちらか一方に偏ることなく、男女それぞれの意見が反映されることが必要です。

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合えるよう社会のあらゆる分野において、ジェンダー平等を推進していきます。

また、お互いの特質を理解しあい、人権を尊重しつつ、思いやりを 持つことはジェンダー平等の前提です。特に女性は妊娠・出産を経験 するなど、生涯にわたる健康問題について、十分なケアが必要です。

超高齢社会において、すべての人が、いきいきと生活し、安心して暮らすことができるよう、男女の生涯を通じた健康支援、外国人への支援や社会の変化により生まれた、多様な環境・形態で生活を営む家庭への支援を行います。

課題1 行政・防災分野におけるジェンダー平等の推進

市民に身近な行政の政策決定は、市民生活に大きな影響を与えます。女性の意見も市政に反映されるよう、今後も審議会等委員への女性の積極的登用に努めます。

また、近年発生した、さまざまな自然災害の現場などにおいて、あらためてジェンダー平等の視点の重要性が認識されたことから、防災分野に対して積極的な推進を図っていきます。

●政策・方針決定過程への女性の参画

取組項目	取 組 の 方 向
審議会等委員の女性委員の参画促進	市政の方針・政策決定過程に影響力のある審議会・委員会等への女性委員の割合が4割を超えるようにしていきます。
市政への市民意見の反映	市政などへの女性の参画を促進し、女性 市民の意見を広く市政に反映する機会を 拡充します。

主な事業

- ・「市民と市長との懇談会」「市長への手紙」の実施
- ・各種計画等の策定段階でのパブリック・コメントの実施

●災害時の対応におけるジェンダー平等の推進

取組項目	取 組 の 方 向
地域防災計画への女性の意見の反映	地域防災計画の修正にあたり女性の視点・意見の反映を図ります。
避難所運営等でのジェンダー平等 の促進	避難所運営等にあたりジェンダー平等の 促進を図ります。

主な事業

- ・女性の視点・意見を踏まえた地域防災計画の修正
- ・女性と防災に関する講座・研修会の実施

課題2 地域・家庭におけるジェンダー平等の推進

ジェンダー平等の実現のためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、生活の基盤である家庭・地域のジェンダー平等を推進していく必要があります。

地域のボランティア等の活動では、女性の参加が多いが、組織の代表や 役職には男性が多いといった傾向があります。

ジェンダー平等の実現のためには、女性の社会進出を推進していくだけでなく、男性の家庭・地域への参画の促進も行います。

●地域活動へのジェンダー平等の推進

取組項目	取 組 の 方 向
啓発活動の促進	地域活動等へ積極的な参加を働きかける とともに、地域に対してジェンダー平等 に関する情報提供を行います。
青梅ボランティア・市民活動セン ターの活動の促進	ジェンダー平等の視点からボランティア 活動を支えるため青梅ボランティア・市 民活動センターの活動を促進します。
NPO・ボランティア活動の活性 化および協働の推進	ジェンダー平等の視点から市民活動団体との連携・協働事業を推進します。
女性リーダーの育成	地域活動における、女性リーダーを育成 し、支援します。

主 な 事 業

- ・青梅ボランティア・市民活動センターとの連携と事 業の推進
- ・女性リーダー育成講座の実施
- ・男女共同参画センターについての検討

●家庭におけるジェンダー平等の確立

取組項目	取 組 の 方 向
ジェンダー平等による家事・育児・ 介護などの促進	男女がともに参加できる家事・育児・介護などの講座を開催します。
家庭生活への男性の参画支援	男性が家事・育児等を積極的に行えるための講座を開催します。

主 な 事 業 ・母子手帳交付時に「父親ハンドブック」の配布

・ワーク・ライフ・バランス講座の開催

課題3 生活の安定と自立の支援

共働き世帯の増加、核家族化、少子・高齢化が進行し、家族による介護・ 看護が難しくなってきています。また、その対応は女性だけが負担するもの ではありません。

多様なライフスタイルの中で、さまざまな家庭の形態も生まれています。 男性も女性もともに介護・看護と家庭や仕事との両立ができ、自立した生活 を営むことができるよう支援を行います。

●特別な配慮を必要とする人々への支援

取組項目	取 組 の 方 向
ホームヘルプサービスの実施	ひとり親家庭や障がい者等に対し必要に 応じた適切なサービスを実施します。
ひとり親家庭等への支援	貸付金制度、就業支援の充実に努め、医 療費助成、手当の支給を行います。
障がい者等の支援	生活利便を図るための住宅改造費用助成や、ショートステイ事業等障害福祉サービスなどにより、障がい者等の自立を支援します。

主な事業

- ・障害福祉施策にもとづく居宅介護サービスの実施
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の実施
- ・母子家庭等高等職業訓練促進費等事業の実施
- ・玄関等の住宅設備の改善費の支給
- ・母子・父子・女性福祉資金貸付事業の実施
- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施

●高齢者への支援

取組項目	取 組 の 方 向
高齢者の生活支援	紙おむつ等給付事業や配食サービス事業など、見守りも兼ねた生活支援サービスを提供し、高齢者の負担軽減を図ります。
高齢者の生きがいづくり	高齢者の生きがいづくりに関する講座 や、高齢者クラブへの支援、シルバーマ イスターの活用などを通じて、元気高齢 者の生きがいづくりを図ります。
高齢者の社会参加と能力活用	シルバー人材センター事業への支援を通じて、高齢者の社会参加を図ります。
介護保険制度に関する周知	介護保険制度を周知するとともに、介護 保険事業を実施します。
高齢者の総合相談の実施	高齢者の介護等にかかる総合相談の充実 を図ります。

主な事業

- ・介護保険事業の実施
- ・地域包括支援センターにおける総合相談の実施



地域における 高齢者の見守り活動

●困難な問題を抱える女性への支援

取組項目	取 組 の 方 向
困難な問題を抱える女性への支援	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に対応できるよう、支援を充実させるとともに、問題が顕在化しにくい若年女性への支援も進めていきます。

主 な 事 業 ・女性相談の実施

課題4 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

女性が健康に子どもを産み、男女が協力し育てていくことは社会にとって大切なことであり、母性を尊重し、妊娠・出産期の環境について十分に配慮する必要があります。

また、男女が互いに自立し、社会を支えるパートナーとしていきいきと活動するためにも、一人ひとりが健康を考え、健康増進に取り組むことのできる環境づくりを進めます。

●母子保健事業の充実

取組項目	取 組 の 方 向
母子保健に関する指導・助言	母親学級等を通じて、女性の生涯を通じた健康のための情報を提供します。また、相談事業も行います。
各種健康診査と育児支援	母子の健康・健全な生活習慣の確立・子 どもの健全育成の支援のために、各種健 康診査等を実施します。

主 な 事 業

- ・妊婦健康診査の実施
- ・乳幼児健康診査の実施

●健康に生活していくための支援

取組項目	取 組 の 方 向
健康管理意識の高揚	年齢や性別に応じた各種健康診査や健康 に関する講座等を開催し、健康管理意識 を高めます。
スポーツ・レクリエーションの推進	各種スポーツ大会や有酸素運動普及事業 等を実施します。
スポーツ指導者の育成	適切なアドバイスや実技のできる指導者 の育成を図ります。
スポーツに親しめる環境づくり	学校体育施設の開放、民間温水プールの 確保等スポーツに親しめる環境づくりの 充実を図ります。

主 な 事 業

- ・各種スポーツ大会の実施
- ・健康づくりのための学習活動の実施
- ・スポーツ推進委員の研修会の実施

課題5 様々なマイノリティの支援

全ての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現するためには、様々な違いを個性と捉え、互いに認め合うことが必要です。

外国出身の方々等、そのことを理由として、より困難な状況に置かれ、 生活のしづらさを感じているマイノリティの方々が、安全・安心に暮らせ るまちづくりを進めていきます。

●パートナーシップ制度の支援

取組項目	取 組 の 方 向
パートナーシップに関する行政サ	パートナーシップに関する行政サービス
ービスの整備	の整備について検討していきます。

●外国人への支援

取組項目	取 組 の 方 向
外国人居住者への日常生活の情報 提供	市内在住外国人が日常に不便や不安がな く生活を送れるための情報をホームペー ジなどで提供します。
国際交流ボランティア活動の促進	語学ボランティアにより、青梅マラソン 等に参加する外国人を支援し、市民レベ ルの国際交流を促進します。

主 な 事 業 ・市政や暮らし、災害関連などに関する情報の外国語による提供



ホームページで公開している 外国語版「青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」の一部

目標Ⅲ 人権の尊重による ジェンダー平等の意識づくり

課題1 ジェンダー平等の啓発 課題2 ジェンダー平等意識を推進する教育・学習の充実

人々の意識や行動や社会通念の中には、性別に対する固定的な考え 方が現在でも残っており、「性別による固定的な役割分担意識」は、 個性や生き方の多様性を否定することにも繋がる可能性があり、ジェ ンダー平等の実現に向けて、さまざまな機会・媒体を利用し、広く意 識啓発・情報発信に取り組む必要があります。

また、生涯に渡ってジェンダー平等意識を推進するために、学校教育や社会教育の場において、学習の機会や情報の提供が必要となります。



人権週間パネル展

課題1 ジェンダー平等の啓発

ジェンダー平等の実現のためには、長い年月をかけて形づくられた「性別による固定的な役割分担意識」を見直し、解消していく必要があります。 法・制度などが整備されていても、このような考え方が人々の中に根付いていては、ジェンダー平等の進展は望めません。

「性別による固定的な役割分担意識」に気付き、見直すために啓発事業等を充実します。

●啓発事業・広報活動の充実

取組項目	取 組 の 方 向
事業・講座の実施時間等の見直し	多くの市民がジェンダー平等について学 習できる機会の拡充のため、講座の内容 や、実施時間の見直しを行います。
ジェンダー平等に関する事業等の 周知	多様な媒体を利用して、ジェンダー平等 に関する意識啓発、事業の周知等を行い ます。
活字等における適切な表現の推進と性表現の配慮	広報紙、市の出版物等を作成する際に、 ジェンダー平等の視点に立ち、適切な表 現を推進するとともに、性的な差別につ ながる表現になっていないか配慮しま す。
性の商品化の防止のための意識啓発	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」等の周知や関係機関との連携により、 性の商品化防止に向けた取組を行いま す。あわせて、女性の人権尊重の啓発を 行います。

主な事業

- ・休日、夜間等の講座開催時間の調整
- ・託児付き講座等の開催
- ・市広報、ホームページの活用
- ・ジェンダー平等情報紙の発行
- ・人権パネル展による啓発
- ・市内販売店等への不健全図書類の販売自粛要請

課題2 ジェンダー平等意識を推進する教育・学習の充実

あらゆる場においてジェンダー平等教育や学習を進めていくことは、ジェンダー平等の土台をつくる重要な取組です。

ジェンダー平等の意識は子どもの頃からの教育や地域での生活の中で形成されていくため、学校教育の場とともに、社会教育の場におけるジェンダー平等の学習を充実させて、教育・学習の場での意識改革を進めます。

また、近年は性に関する様々な問題や課題(多様な性、売買春、援助交際等)があります。これらに関する正しい知識を学ぶ場の確保や啓発を行います。

●性的マイノリティ(少数者)に関する人権尊重

取組項目	取組の方向
	性的マイノリティを理由にした差別・偏
性的マイノリティに関する啓発	見をなくし、理解を深めるための啓発を
	行います。

主 な 事 業 ・リーフレットやホームページによる啓発



性的マイノリティに関するリーフレット

●学校教育におけるジェンダー平等教育の推進

取組項目	取 組 の 方 向
ジェンダー平等教育推進のための 啓発	校長会、副校長会および人権教育推進委員会(各校1名)を通して、人権としてのジェンダー平等教育の意義および推進について指導を行います。
進路指導の充実	性別にとらわれることなく、自分の個性 を生かせるよう進路指導の充実を図り ます。
指導資料等の整備	性教育の全体計画・年間指導計画の改善・充実を行います。
教職員研修の開催	人権尊重を基盤とした学校経営や学級・教科経営を推進し、ジェンダー平等 教育などに関する研修を実施します。

主 な 事 業

- ・校内における人権教育研修の開催
- ・進路指導主任連絡協議会や、人権教育研修会を通し た進路指導
- ・東京都教育委員会作成の人権教育プログラムの活用
- ・人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会における 教職員の意識啓発

●社会教育におけるジェンダー平等教育の推進

取組項目	取組の方向
ジェンダー平等に関する講座等の 開催	ジェンダー平等の視点に立った講座を実施します。
学習情報の提供	学習情報、各種団体の活動情報、視聴覚 ライブラリー情報、市政に関する報告書 や計画書等を提供します。

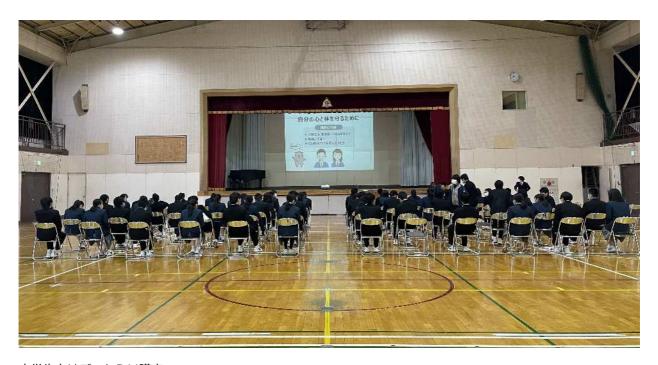
主 な 事 業

- ・ジェンダー平等啓発講座の開催
- ・家庭教育支援講座の開催

目標IV 配偶者等暴力対策

課題1 配偶者等からの暴力の防止

男性も女性も一人ひとりが性別にとらわれず、それぞれが一人の人間として認められ、個性と能力が社会の中で十分に発揮できるジェンダー平等を実現させるためには、人権の尊重は基礎となるものです。しかし、性別を理由とする差別的取り扱いや、配偶者等からの暴力などの人権侵害は、社会のさまざまなところで起こっています。ジェンダー平等の実現のために、固定的な性別役割分担意識を解消していくほか、配偶者等からの暴力を防止していきます。



中学生向けデートDV講座

課題1 配偶者等からの暴力の防止

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、 外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化および深 刻化しやすく、ジェンダー平等の実現を妨げるものです。

被害者の多くは女性であり、その子どもを含めた被害者の立場に立った 支援体制・通報の強化、相談体制の充実、安全の確保、情報管理の徹底等 に配慮し、関係機関との連携を図り、暴力を起こさせない人権尊重を含め た啓発活動を行います。

●暴力の未然防止のための意識啓発

取組項目	取 組 の 方 向
暴力を防ぐための意識啓発	D V 等暴力が重大な人権侵害であることや、発見時の通報について周知します。 また、デートD V など若年層に向けた啓発を行います。
人権尊重の意識啓発	人権尊重に関する意識啓発を行います。

Ì な 事 業

- ・啓発カードの作成・配布
- ・中高校生等を対象にしたデートDV啓発講座の開催
- ・人権・身の上相談の実施(定例・特設相談)



啓発カード デートDVに関するリーフレット 青梅市

知っていますか?

「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけで なく、言葉や態度による暴力など、相手を 一方的に支配しようとする言動や態度が 「デートDV」です。 高校生や大学生の間でも「デートDV」 両かよ→ペス字生の間でも「テートDV」の被害者が増えています。 相手のことを「こわい」と思ったり、 交際を「つらい」と思したり、 「もしかして…」と思ったら、すぐに相談 してください。

男性でも女性でも被害にあうことがあり

デートDV 「DV」とは、英語のドメスティック・ バイオレンスを略したものです。 交際相手から受ける最力を「デートDV」

●被害者支援対策の充実

取組項目	取 組 の 方 向
DV相談体制の整備	被害者からの相談に応じ、自身の安全と 生活の安定に向けた助言・援助を行いま す。
DV被害者の自立支援体制の充実	配偶者暴力被害者等に対し、より円滑な 支援ができる体制の充実を図ります。 DVおよびストーカー等の被害者の自立 に向けた支援を行います。
DV被害者の保護体制の整備	庁内・関係機関等との連携を図り、DV 被害者の安全の確保に向けた体制の整備 と支援を行います。
庁内連携体制の強化	被害者の状況に応じて、関係各課が連携 し共通認識のもと、二次被害の防止、被 害者情報の保護に配慮し支援を行うこと で配偶者暴力相談支援センターの機能を 果たすよう努めるとともに、配偶者暴力 相談支援センターの整備について検討を 行います。

主な事業

- ・相談支援員等による相談対応、助言、支援の実施
- ・地域包括支援センターにおける相談の実施
- ・各職場への啓発と窓口対応での連携
- ・配偶者等暴力対策関係課連絡会の開催

●関係機関との連携

取組項目	取	組	の	方	向	
外部関係機関との連携	関係機関止に努め		 、早 [‡]	朝発見	・支援・	・防

主な事業

- ・犯罪被害者支援ネットワークを通じた青梅警察署 との連携
- ・犯罪被害者支援の相談および啓発活動の実施

目標V総合的な計画の推進

課題1 推進体制の強化・充実

ジェンダー平等の実現には、総合的かつ計画的な施策の推進が不可 欠です。

本市では、「青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」 をはじめ職員の服務等に関して、これまでも条例や規則を制定する中 でジェンダー平等推進のため、条件整備を行うとともに、職員研修等 において、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組、意識啓発を実施 してきました。

今後も、本計画の基本理念を踏まえ、職員の理解を深めて、全庁的 な取組として本計画を推進していきます。

また、計画の推進に当たっては、国や東京都、他市町村と連携しながら、情報収集に努めつつ、市民との連携、協働により事業の実施に取り組みます。

課題1 推進体制の強化・充実

本計画を実効性あるものとしていくために、計画の進ちょく状況を管理し、Plan(計画) $\rightarrow Do$ (実行) $\rightarrow Check$ (評価) $\rightarrow Act$ (改善) により、取組の検証を踏まえ、施策、事業の充実を図ります。

また、市政にかかわる職員一人ひとりについても、常にジェンダー平等 を意識して、業務に取り組む体制づくりに努めます。

●市民参画による計画の推進

取組項目	取 組 の 方 向
市民との連携	市民、各種団体、事業者等と連携し、本計画による施策を推進します。
進ちょく状況報告書の作成	毎年、前年度事業の進ちょく状況報告書 を作成し、青梅市ジェンダー平等推進計 画懇談会の意見等を踏まえ、各事業の進 ちょく内容を検証し、施策の充実を図り ます。

主な事業

- ・ジェンダー平等推進計画懇談会の開催
- 計画推進懇談会、情報紙編集委員会等への市民の参画

●庁内のジェンダー平等推進体制の充実

取組項目	取 組 の 方 向
庁内推進体制の整備	ジェンダー平等に関連する部署の連携を図り、内部組織を整備していきます。
市職員に対するジェンダー平等の 啓発	職場や家庭等の固定的な性別役割分担意 識の解消のための意識啓発を行います。

主な事業

- ・ジェンダー平等推進計画検討委員会の開催
- ・ジェンダー平等に関する職員研修の実施

資料編

- 1 用語説明
- 2 パブリック・コメントの実施結果
- 3 男女平等参画関連年表
- 4 青梅市男女平等推進計画懇談会設置要綱
- 5 青梅市男女平等推進計画懇談会の公募委員募集要領
- 6 青梅市男女平等推進計画懇談会委員名簿
- 7 青梅市男女平等推進計画検討委員会設置要綱
- 8 青梅市男女平等推進計画検討委員会委員名簿
- 9 関連法規等

1 用語説明

ア行

エンパワーメント

力 (パワー) をつけることの意味。女性のエンパワーメントとは、女性が自らの生活と人生 を決定する権利と能力を持ち、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画し、社会的・経済的・ 政治的な状況を変えていく力をつけることを意味する。

青梅ボランティア・市民活動センター

様々な分野のボランティアや市民活動・NPOなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点。

力行

キャリア

時間的持続性ないしは継続性を持った概念。過去の職務経験や、それに伴う計画的な能力開発連鎖。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を表す。

子育てアプリ

青梅市子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」のこと。子どもの予防接種のスケジュール管理や、子育てに関する情報を入手できる。また、イベント等の情報を受け取ることや、子どもの成長を写真付きで電子記録することができる。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

サ行

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」があり、このような男性・女性の性差をいう。

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが公表している、各国における男女格差を測る指標。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

ジェンダー平等

一人ひとりの人間が導重され、性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、社会 全体の様々な状況において個人が平等な状態にあること。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を 自分の感覚として持っているかを示す概念。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

性的マイノリティ

性的少数者ともいい、性自認が生まれた時の身体的な性別と異なっていたり、性的指向が異性愛ではない人々の総称として使われる。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、相手の意に反して行われる性的な言動のこと。特に就労の場で問題となっている。

夕行

ダブルケア

育児と介護を同時に担うこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域包括支援センター

高齢者の多様なニーズや相談に総合的に対応し、必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点。青梅市では3か所設置し、高齢者の健康や生活の困りごとの相談を聞いている。 また、地域を巡回し、高齢者の自宅訪問も行っている。

デートDV

中高生を含む若年層の恋人間の暴力を指す。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、相手を一方的に支配しようとする言動や態度のこと。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力を指す。単に殴る、蹴るなどの暴力のみならず、言葉の暴力や威嚇する、存在や要望を理由なく無視する、経済的

な制限をかけるなど、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

ナ行

ネウボラ

妊娠・出産から就学前の子育てに至る取り組みを包括的・継続的に切れ目なく支援する制度やサービス。

八行

パートナーシップ制度

自治体が性的マイノリティのカップルを「結婚に相当する関係」と認め、様々なサービスや 社会的配慮を受けやすくする制度。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法により、配偶者暴力被害者を保護するため相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等を行う機関。市町村には、その機能の整備が努力義務とされている。

ハラスメント

「嫌がらせ、いじめ」をいう。その種類は様々であり、他者に対する発言・行動等が本人の 意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与え ることを総称していう。

病児保育

保護者が仕事等で家庭で保育ができない場合に、病気中や病気の回復期にある乳児から小学 生までの子どもを専用保育室で一時的に保育する。

ラ行

ライフスタイル

生活の様式・仕方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味で、仕事と私生活のバランスがとれた働き方をめざそうという考え方。

アルファベット

SDGs(持続可能な開発目標)

平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。

M字カーブ

日本女性の年齢階層別の労働力を折れ線グラフにすると、アルファベットのMに似た曲線を描くことから名づけられた。結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落すると再度労働市場に戻ってくることが多いことを示している。

LGBT

L=レズビアン(女性同性愛者) G=ゲイ (男性同性愛者)、B=バイセクシュアル (両性愛者)、T=トランスジェンダー (生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人) の頭文字を組み合わせたもので、性的マイノリティの総称のひとつ。

2 パブリック・コメントの実施結果

(1) 実施期間

令和4(2022)年12月15日(木)から12月28日(水) 14日間

(2) 閲覧場所

市ホームページ、各市民センター、青梅市中央図書館、青梅市障がい者サポートセンター、青梅市子育て支援センター「はぐはぐ」、市役所2階行政情報コーナー、市役所3階市民活動推進課窓口

(3) 意見募集結果

7名(21件)

(4) 意見要旨および市の考え方

意見要旨	市の考え方
学校教育の中で、ジェンダーに関する理解をすすめていただけることは、とても重要だと思います。しかし、理解だけでなく、環境にもご配慮いただけると嬉しいです。 例えば、トランスジェンダーの子どもがいたら、どうしますか。 トイレ、体育等の着替えは。これらの問題は、トランスジェンダーの方が一番大変だった、もしくは嫌なこと(思い出)として語られることが多く、不登校になる子が存在します。 ジェンダーの理解を深める際に、もし当事者であったらということを考え、少しでも良いので並行して問題点や対応も考えていただけますと幸いです。	トイレや着替え等の問題は入学当初からかかわる問題です。そのため、子どもたちが安心して小学校に入学できるよう、小学校と保育所や幼稚園が連携しています。その中で、トランスジェンダーに関わらず、障害のことや発達のことなど、保護者や子ども自身が不安に感じていることについても、保護者の同意を得て情報を共有しています。その手段として必要に応じて「就学支援シート」も活用しています。「就学支援シート」には、保護者が学校に配慮してほしいことや、保育所や幼稚園で支援していた様子について記載し、子どもが小学校生活を円滑にスタートできるようにしています。中学校進学時にも、小学校と連携を密にしています。各学校では、そのお子さんがこれまでどのように過ごしてきたのか、今後どのように対応してほしいのかなど要望をお聞きし、可能な限り対応できるよう努めています。
パートナーシップ制度の制定をして欲しい。	令和4年11月より開始された「東京都パートナーシップ宣誓制度」では、青梅市民の方も都民としての申請が可能です。 このことから、青梅市独自の制度の制定は考えておりませんが、パートナーの方に対する行政サービスの整備については、検討してまいります。

意見要旨

学校教育におけるジェンダー平等教育については、 学校関係者の中でも広義での「ジェンダー」を取り 巻く問題を全般的に認識できている人は多くはおら ず、外部の専門家を各校に派遣しての講義が必要で はないかと思う。

また、性教育やジェンダーに関する教育は思春期以降の教育段階で行われることが多いが、日本は国連の勧告を受けていることも踏まえ、小学校低学年からジェンダー・人権教育を包括的に実施するべきと考える。ジェンダーやセクシュアリティ、生殖や性行為についての正しい知識を得ることは子どもをはじめ全ての人の権利であり、現状はその権利が阻害されている状況にあると感じる。

市の考え方

青梅市では、教育目標の第一に「互いの人格を尊重 し、思いやりと規範意識のある人間」を掲げており ます。各学校は、この目標に基づき、学習指導要領 に示される学習内容について指導しています。性教 育については、小学校では主に、体育の中の保健学 習において、中学校では保健体育の保健学習におい て指導しております。その際に、必要に応じて産婦 人科医などの外部講師にも協力いただいておりま す。なお、中学校学習指導要領には、「異性の尊重、 性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の 選択が必要となることを理解できるようにする。」と 示されておりますが、「妊娠の経過については取り扱 わないものとする。」と明記されておりますので、性 行為については中学校までに指導しません。

人権教育については、主に道徳教育や学級活動の中で指導しております。 人権教育に関しては、教員の資質能力を高めていくことも必要ですので、各学校では、東京都教育委員会が毎年発行している「人権教育プログラム」に基づき、教員の人権感覚を高める研修を行っております。

また、若年女性における妊娠・出産および中絶の状況について実態を調査し、把握して欲しい。乳児の遺棄事件などで罪を負わされるのは女性ばかりで、妊娠や出産/中絶の負担を負うことのない男性の責任が透明化される現状に強い憤りを覚える。若年妊娠については、当事者の家庭環境や経済状況も大きく関係するため、児童福祉や貧困家庭への支援との連携についても強化して欲しい。また、妊娠を理由とした退学等の実態についても調査し、学業を断念せずに済むように、またいちど学業を離れても再スタート出来るような支援を講じて欲しい。

若年女性における妊娠・出産については、母子手帳の発行時から子ども家庭支援課が連携し、ご本人やご家庭の状況に合わせた必要な支援を行っております。中絶の状況について実態調査は困難であり、現在のところ実施する考えはありません。

妊娠等の理由により学業に影響が生じた場合でも、 ご本人に合ったより良い進路や母子の生活につい て、必要な支援を行っております。

なお、市では一度学業を離れたひとり親家庭の親子 に対して、高卒認定試験合格支援事業により、試験 合格に向けた講座の受講料を支給するなど、再スタ ートができるよう支援を行っております。

意見要旨

性的マイノリティについては、ゲイ・レズビアン、 トランスジェンダーなど具体的な対象と施策が明記 されておらず不明瞭な点が多いと感じた。近年、フ ェミニズムを標榜しつつもトランス差別を含む言説 が飛び交っており、トランス当事者の精神的・身体 的な安全が保障されているとは言い難い。トイレや 浴場の使用といった卓上の空論ではなく、当事者の 置かれている状況をしっかりと把握し、権利を保護 する具体的な施策を講じて欲しい。

市の考え方

具体的な差別や対応までには触れておりませんが、 性的マイノリティを理由とした差別や偏見が無い、 誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、理解促 進のための啓発を実施するとともに、人権尊重の観 点から必要な施策を検討してまいります。

ジェンダーやセクシュアリティに関して、専門家を|青梅市ジェンダー平等推進計画の策定および推進に 交えた市民の意見交換の場を作って欲しい。そのよ うな場があればぜひ参加したいです。

関し必要な事項について、市民等の意見を反映させ るため、同計画の懇談会について委員の公募をいた します。

男女には、もともと性差があるので、その性差も尊 重してほしい。

憲法13条にもあるように「すべて国民は、個人と して尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する 国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、 立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」 とあるが、公共の福祉を他人の迷惑と読み替えても いいと思う。

つまり、市民個々人の個々の価値観を尊重すること で良く、公共の福祉に反しない限り青梅市は、ジェ ンダー平等ではないか?

ことさらジェンダーにこだわる必要があるのかと考 える。

障害のある方もその思いや意思を発揮できることが 大切だと思う。

日本国憲法第14条では、「法の下の平等」と「性別」 により差別されないことを保障しております。

しかしながら、世界経済フォーラムが令和4年7月 に公表した、各国における男女格差を測るジェンダ ー・ギャップ指数において、日本は146か国中 116位と先進国の中で最低レベルの結果となって おります。

また、令和3年度の青梅市政総合世論調査で「全体 として女性と男性が平等」と回答した人の割合は 15.8%と低い数値と言えます。

青梅市では、これまでも、「固定的な性別役割分担意 識」の解消に向け、男女平等参画社会実現のための 施策に取り組んでまいりましたが、現状を鑑みると、 今後も引き続き、性別や年齢にかかわりなく、その 個性と能力が発揮できる機会が確保され、人々が満 足感・安心感を得て生きがいのある充実した生活が できる平等な社会の実現を目指す必要があるため、 「青梅市ジェンダー平等推進計画」を策定し、施策 を推進するものであります。

3ページに、青梅市においては現在も固定的な性別│長い年月をかけて形づくられた固定的な性別役割分 役割分担意識が根強く存在し、男女平参画社会づく りの阻害要因の一つとなっている旨の記載がある が、そのとおりであり、意識改革が必須と考える。

担意識を解消し、平等な社会の実現に向け施策を推 進してまいります。

意見要旨	市の考え方

計画案では子育て・介護への支援に対する施策とし て「保育・育児サービスの充実」とあるが、「サービ ス」という言葉に違和感を感じます。子育ては親・ 家族・地域・行政が行う意識が高まらなければジェ ンダー平等もワーク・ライフ・バランスも合計特殊 出生率の向上も望めないでしょう。「保育・育児サー ビス」という言葉には行政がサービスしてあげると いう意味が感じられます。また、介護についても同 様に感じます。「保育・育児支援の充実」または、さ らに子育て世代の親の精神的な支援も含めて「保」のとおりとします。 育・育児・子育て支援の充実」がよいと感じます。

ご指摘のとおり、「サービス」という言葉が受け取り 方によっては、市民に対して上から目線でしてあげ ていると受け取れる可能性があり、また「サービス」 という言葉自体、無料で提供するというような軽い ニュアンスを与えてしまうおそれがあるため、「保 育・育児支援の充実」に修正することとします。

「介護サービス」という表現については、介護保険 制度において一般的に使用される呼称となります。 このため、読み手のわかりやすさを重視し、計画案

るが、自然にも恵まれ子育てがしやすい環境にある はずの青梅市で、東京都の数値を下回っていること に危機感を持つべきである。

また、ジェンダー平等の実現により結果が出てくる 部分であると思うため、数値目標を設定すべきであ る。

13ページに合計特殊出生率の状況が記載されてい 出生に関する数値目標については、「第2期青梅市ま ち・ひと・しごと創生総合戦略」において、重要業 績評価指標(KPI)として掲げており、子どもを 産み・育て、将来にわたり暮らし続けたいまちの実 現に向けて、各種施策を展開してまいります。

いている旨の記載があるが、15ページのグラフか らはM字カーブを描いているとは読めない。

時代の変化でM字カーブが弱まっている旨の説明を する等すべきである。

子育て世代の男女を支援することが現在のジェンダ ー平等推進で最も大切な50代以上の世代の意識改 革につながると考える。

1 4ページの女性の就業率の説明でM字カーブを描 | 御指摘を受けまして、以前よりもM字カーブが解消 されつつある旨の表現に改めさせていただきまし

> 子育て世代への支援につきましては、当計画の目標 I・課題4「子育て・介護への支援」に取り組むこ とにより、支援してまいります。

表の書式について、縦書きと横書きが混在して読み にくいので修正すべき。

御指摘を受けまして、表記を全て横書きに統一いた しました。

パートナーシップについて、「パートナーシップに関|行政サービスの整備は、今後も検討されていくもの する行政サービス の整備について検討していきま す。」とありましたが、整備の検討とは、いつまでに 記できません。 実現するのでしょうか?また、導入や実現はいつに なりますか?

具体的な年月日や、数値目標の提示を求めます。

と考えており、具体策やその期日につきましては明

意見要旨

地域活動へのジェンダー平等の推進として、NPO、 ボランティア活動の活性化および協働の推進とある が、昨今NPO団体への支出や活動内容が色々な自 治体で疑問視されているケースが多くなっており、 東京都も例外ではない。

また、ジェンダー平等、多文化共生という名目で特 定国文化を押し付けされるような講座が開かれる予 定なのであれば、全く不要と考える。

本当に必要なのは在住の外国人の方が理解しずらい ゴミ分別のルールのサポートなど、あちらがこちら の生活に合わせて日本でお互いに気持ちよく生活で きるようにサポートすることなのではないか。

ゴミ分別を一例に上げての話となるが、外国人の方 には分別のルールが難しいので、こちらが我慢する ことが美徳といった内容が報道され、実際の市民生 活と乖離が生じている印象を受ける。

市の考え方

ジェンダー平等の視点から、青梅ボランティア・市 民活動センターの活動を促進し、市民活動団体との 連携・協働事業を推進してまいりますが、常に適正 な支援等であるか確認しながら取り組んでまいりま す。

また、外国人への支援につきましては、多言語によ る情報提供として、外国語版リーフレット「青梅市 のごみと資源物の分け方・出し方」の配布やホーム ページ公開を実施し、生活のしづらさをなるべく解 消できるようサポートに努めており、今後も継続し てまいります。

性的マイノリティへの理解などについての講座も予 定されているのであれば、LGBTの中のTについ 必要か?

LGBの方と接する機会が多いが、彼らは彼らで独 自のコミュニティがあり、その中で楽しんでいるこ とが多く、マイノリティだから理解されたいとか、 そういった印象は全く感じたことがない。 少数派の 小さいコミュニティだから楽しめる、というのはど んなジャンルの世界でもあると思う。大多数である 人々がそこに必要以上に足を踏み入れる事はお互い の歩み寄りとして本当に必要な事と言えるのか。 今後多文化共生やジェンダー平等という聞こえの良 い言葉で必要のない講座を開き、かえって子供たち

性的マイノリティを理由とした差別や偏見が無い、 誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けた理解促 ては必要かもしれないが、本当にLGBに関しては一進のための啓発等は、必要であると考えております。

このようなジェンダー平等推進計画よりも、もっと この子育てのしやすい青梅市で出生数を増やすため の取り組みに力を入れていただきたい。

の将来の選択肢を狭めてしまう事や、不正な支出が

無いように計画を進めていただきたい。

人口減少等の課題については「第2期青梅市まち・ ひと・しごと創生総合戦略」での基本目標「子ども を生み・育て、将来にわたり暮らし続けたいまちを 実現」するため、各施策に取り組んでまいります。 当戦略による施策の推進と併せて、青梅市ジェンダ 一平等推進計画で掲げる「子育て・介護への支援」 を図ることで、目標の達成を目指してまいります。

意見要旨	市の考え方
晩婚化が進む中で働く女性を支援するなら、仕事か	御意見としてお伺いいたします。
妊娠出産の二者択一について、不妊治療からのサポ	
ートが必要ではないか。	
アンケート実施の際に回答項目に年齢・性別等を事	お伺いする項目につきましては、アンケートの目的
細かに設定すべきではない。	に応じて、必要な情報のみの収集としてまいります。
マイナンバーカードの券面に記載される事項に性別	御意見としてお伺いいたします。
欄は不要である。	
育児休業の推進も良いが、現場から離れることに対	御意見としてお伺いいたします。
しての不安がある。	
育児休業と在宅勤務の中間のような選択肢も必要な	
のではないか。	
配偶者暴力防止法の認知度が87.8%と高くなってい	同法で定義する「暴力」とは、身体に対する暴力ま
るが、身体的暴力と精神的暴力とでは前者を主軸と	たはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を
しているという意見を聞いたがどうなのか。	指しています。

3 男女平等参画関連年表

年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	青梅市の動き
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議開催 (メキシコ・シティ) 「世界行動計画」採択	・国会で「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置・育児休業に関する法律成立(特定職種)	・都議会において「婦人の社会的地位の向上に関する決議」採択	
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の10年」始まる (~1985年)	・民法一部改正 (離婚後に おける婚氏続称制度の新 設)	・東京都行動計画の基本的 考え方発表	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定		
1978年 (昭和53年)			・「婦人問題解決のための東京都行動信情」策定	
1979年 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・東京都婦人情報センター 発足 ・広報誌「東京の女性」創刊	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国際婦人の十年の後半期 行動プログラム」採択	・民法の一部改正(配偶者相 続分) ・「女子差別撤廃条約」署名	・職場における男女苦情処 理委員会設置	・生涯教育審議会「青梅市 における婦人問題解決の ための具体策について」答 申
1981年 (昭和56年)	・IL0156 号条約(男女労働 者特に家族的責任を有する 労働者の機会均等および待 遇等に関する条約)採択	·国内行動計画後期重点目標決定	·東京都婦人問題協議会発 足	
1984年 (昭和59年)		·「男女雇用機会均等法」成立		
1985年(昭和60年)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催 ナイロビ「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)採択 ・IL0「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准・国民年金法一部改正(婦人の年金福確立等) ・労働基本法一部改正(女子保護規定の緩和)	・東京都婦人問題協議会「男 女平等の社会的風土づく り」報告	
1986年 (昭和61年)		・教育課程審議会中間報告 (中学・高校家庭科の男女必修) ・「男女雇用機会均等法」施 行		・女性海外派遣 (都事業 オーストラリ ア・ニュージーランド)
1987年 (昭和62年)		・「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定	・東京都婦人問題協議会「21 世紀へ向けての新たな展 開」報告	・女性海外派遣 (都事業 デンマーク・西 ドイツ)
1989年 (平成元年)		・「新学習指導要領告示」(家 庭科の男女必修の実現)		

年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	青梅市の動き
1991年 (平成3年)		・「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画(第一次改	・「女性問題のための東京都 行動計画―21世紀へ男女平	
		定)」策定 ・「育児休業法 公布	等東京プラン」策定 ・東京都男女平等推進基金	
		HJUNALATI	設置	
			・東京レディースハローワ ーク開設	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・組織名を「婦人」から「女性」に変更	・社会教育課に女性・青少 年係設置
(1)%17)			·財団法人東京女性財団設立	,,,,
1993年 (平成5年)	・第48回国連総会 「女性に対する暴力の撤廃	·中学校技術·家庭科男女共 修実施	・東京都女性問題協議会「都政における男女平等施策の	・女性問題協議会発足 ・女性問題に関する市民意
(1)4(0.4-)	に関する宣言」採択	・パートタイム労働法公布・	新たな展開に向けて」報告	識実態調査実施
	・世界人権会議	施行		・女性問題セミナー開催開 始
1994年 (平成6年)	・国際家族年 ・5月15日を「国際家族デ	・高等学校家庭科男女必修 実施	・第3期東京都女性問題協 議会「都政における男女平	・女性問題協議会-青梅市の女性関連施策について
(1/3/40)	ー」とする国際人口・開発会	・男女共同参画室、男女共	等施策の新たな展開に向け	一答申
	議(カイロ)	同参画審議会設置	て―エンパワーメント・ア プローチ―」報告	
1995年 (平成7年)	・世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」を	・介護労働法成立 ・IL0156 号条約批准	・東京ウイメンズプラザ開 館	・世界女性会議に先立ち開催される「女性NGOフォー
(1)3(1 +)	採択	·「育児・介護休業法」成立	KH	ラム北京'95」に女性市民
				を派遣(都事業) ・女性施策推進計画策定委
				員会を設置
1996年 (平成8年)	・第83回 ILO 総会」(ジュ ネーブ)	・男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000 年プラン-	・女性に対する暴力に関す る検討委員会設置	・「青梅市男女平等推進計 画 策定
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		男女共同参画社会の形成に		・青梅市女性問題啓発誌
		関する西暦 2000 年までの 国内行動計画-」を決定		「私に乾杯!」創刊号発行
1997年		·「介護保険法」公布	・東京都女性問題協議会「男	・「私に乾杯!」第2号発行
(平成9年)		·「男女共同参画審議会設置 法」公布	女が平等に参画するまち東京」報告	
1998年			・「男女が平等に参画するま	
(平成10年)			ち東京プラン」策定	
1999年		・改正「男女雇用機会均等		
(平成11年)		法」「育児·介護休業法」施行		
2000年	・国連特別総会「女性 2000	・「ストーカー規制法」成立 ・「児童虐待の防止に関する	・東京都男女平等参画基本	・青梅市女性施策推進計画
(平成12年)	年会議」(ニューヨーク)	・「児里信付グルが正に関する」 法律」成立	条例を施行	策定委員会・幹事会を設置
		・男女共同参画室が「男女共 同参画基本計画」を策定		
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止	・東京都男女平等参画審議 会「男女平等参画のための	・「第二次青梅市男女平等 推售計画」策定
(十)以19年)		および被害者の保護に関す る法律」公布	東京都行動計画の基本的考	・福祉部に児童女性課設置
2002 /-		・児童福祉法一部改正	え方」中間のまとめ答申	
2002年 (平成14年)		・改正「育児休業法」施行	・「男女平等参画のための東 京都行動計画-チャンス&	
,,,,			サポート東京プラン 2002」	
			策定	

年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	青梅市の動き
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援の推進について」決定		・青梅市男女平等推進計画 策定委員会を設置
2004年(平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」の改正及び同法に基 づく基本方針の策定	・東京都男女平等参画審議会調査審議報告「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析及び対策について」	・「第三次青梅市男女平等 推進計画」策定 ・市民部に生活コミュニティ課男女平等参画担当設 置
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	·「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	
2006年 (平成18年)			・「男女平等参画のための東京都行動店十画」の改定「チャンス&サポートプラン2007」策定	
2007年(平成19年)		・「改正育児・介護休業方」 施行 ・「改正男女雇用機会均等 法」施行 ・「配偶者からの暴力防止及 び被害者の保護に関する法 律」の改正		・青梅市男女平等推進計画 策定委員会を設置
2008年 (平成20年)		・「次世代育成支援対策推進 法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」施行		·「第四次青梅市男女平等 推進計画」策定 ·市民部市民生活課男女平 等参画担当設置
2009年 (平成21年)		·「育児·介護休業法」施行	·「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・青梅市男女平等情報紙「よつばの手紙」創刊
2010年 (平成22年)	・国連婦人の地位委員会「北京+15」開催(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 および「仕事と生活の調和 促進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本 計画」策定		・企画部企画調整課において男女平等参画に関する事務を所掌・「よつばの手紙」第2号発行・「よつばの手紙」第3号発行
2011年(平成23年)	・「ジェンダー平等と女性の エンパワーメントのための 国連機関 (UN Women) 設立	・「パープルダイヤル - 性暴力・DV相談電話 - 」実施		・青梅市男女平等推進計画 検討委員会・部会を設置 ・「よつばの手紙」第4号発 行 ・「よつばの手紙」第5号発 行
2012年 (平成24年)			・「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・青梅市男女平等推進計画 懇談会を設置し、推進計画 策定に関する意見交換等 を実施 ・「よつばの手紙」第6号発 行 ・「よつばの手紙」第7号発 行

年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	青梅市の動き
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」改正		・「第五次青梅市男女平等 推進計画」策定 ・「よつばの手紙」第8号発 行 ・「よつばの手紙」第9号発 行
2014年 (平成26年)		・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関す る法律」改正	·「東京都女性活躍推進白 書」策定	・男女平等参画所管課名が 企画部企画調整課から企 画部企画政策課へ変更 ・「よつばの手紙」第10号 発行 ・「よつばの手紙」第11号 発行
2015年 (平成27年)	・第59回国連女性の地位委員会/「北京+20」閣僚級会合(ニューヨーク)	·「第4次男女共同参画基本計画」策定		・「よつばの手紙」第12号 発行 ・「よつばの手紙」第13号 発行
2016年 (平成28年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 施行		・「よつばの手紙」第14号 発行 ・「よつばの手紙」第15号 発行
2017年(平成29年)			·「東京都男女平等参画推進総合計画」策定(「東京都女性活躍推進計画」策定、「東京都な性活躍推進計画」策定、「東京都配偶者暴力対策基本計画」改訂)	・青梅市男女平等推進計画 懇談会にて、次期計画策定 に関する意見交換等を実施 ・「よつばの手紙」第16号 発行 ・「よつばの手紙」第17号 発行
2018年(平成30年)		・「政治分野における男女共 同参画の推進に関する法 律」施行 ・「働き方改革関連法」成立	・「東京都オリンピック憲章 にうたわれる人権尊重の理 念の実現を目指す条例」制 定	・「第六次青梅市男女平等 推進計画」策定 ・「よつばの手紙」第18号 発行 ・「よつばの手紙」第19号 発行 ・市民安全部市民活動推進 課において男女平等参画 に関する事務を所掌
2019年(令和元年)		・「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 改正 ・「労働施策総合推進法」改 正 ・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関す る法律」改正	・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・「よつばの手紙」第20号 発行 ・「よつばの手紙」第21号 発行

年	国連の動き	国の動き	東京都の動き	青梅市の動き
2020年	・第64回国連婦人の地位	・「女性の職業生活における		・「よつばの手紙」第22号
(令和2年) 	委員会「北京+25」記念会	活躍の推進に関する法律」		発行
	合 (ニューヨーク)	施行		・「よつばの手紙」第23号
		·「第5次男女共同参画基本		発行
		計画」策定		
2021年				・「よつばの手紙」第24号
(令和3年) 				発行
				・「よつばの手紙」第25号
				発行
2022年		・「女性の職業生活における	・「東京都男女平等参画推	·青梅市男女平等推進計画
(令和4年)		活躍の推進に関する法律」	進総合計画」改定	懇談会にて、次期計画策定
		改正	・「東京都パートナーシッ	に関する意見交換等を実
			プ宣誓制度」開始	施
				・「よつばの手紙」第26号
				発行
				・「よつばの手紙」第27号
				発行
2023年 (令和5年)				・「青梅市ジェンダー平等 推進計画」策定

4 青梅市男女平等推進計画懇談会設置要綱

平成23年11月1日

実施

1 設置

青梅市男女平等推進計画(以下「計画」という。) の策定および推進に関し必要な事項について、市 民等の意見を反映させるため、青梅市男女平等推 進計画懇談会(以下「懇談会」という。)を設置 する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意 見交換等を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他懇談会の設置目的を達成するために 必要な事項に関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長(以下「市長」という。)が委嘱する委員5人以内を もって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 民間団体の代表者 2人
- (3) 公募委員 2人以内

4 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、 会長が議長となる。

6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めると きは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、 または資料の提出を求めることができる。

7 報告

会長は、市長に懇談会の検討経過および検討結 果を報告する。

8 任期

委員の任期は、原則2年とし、補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨 げない。

9 庶務

懇談会の庶務は、男女平等推進担当課において 処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に

ll 実施期日等

(1) この要綱は、平成23年11月1日から実施する。

関し必要な事項は、懇談会が定める。

5 青梅市男女平等推進計画懇談会の公募委員募集要領

平成26年1月31日 実施

改正 平成26年4月1日

1 目的

この要領は、青梅市男女平等推進計画懇談会設置要綱(平成23年11月1日実施)第3項に規定する委員のうち、公募委員の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

公募委員に応募することのできる者は、次に掲 げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市に住民登録している者
- (2) 応募時点において満20歳以上の者
- (3) 青梅市の男女平等施策に関心があり、懇談 会への出席が可能な者
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16 条各号に該当しない者
- (5) 青梅市職員でない者
- (6) 青梅市の他の付属機関等の委員になっていない者
- 3 応募方法

応募者は、住所、氏名、年齢、性別、電話番号 および応募動機(200字程度)を記載した応募書類 を青梅市長(以下「市長」という。)に提出する。 なお、提出された書類は返却しない。

4 募集人数

募集人数は、原則として男女各1人とする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

5 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して 2 週間とする。

6 選考者

選考者は、企画部長および企画政策課長とし、 企画部長を責任者とする。

- 7 選考方法
 - (1) 一次選考は、書類審査とする。
 - (2) 書類審査の結果、候補者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- 8 公開抽選
 - (1) 日時等

公開抽選の日時、場所等については、一次選 考終了後、速やかに決定し、応募者宛てに通知 する。

(2) 抽選方法

ア 抽選に当たっては、出席者の確認を得て実施する。

- イ 抽選は、抽選機によることとする。
- ウ 抽選機には、一次選考の合格者全員分のく じ棒を用意し、出席者の確認を得ることとす る。
- エ 抽選機の実施は、選考者が行う。
- オ 応募者の番号は、男女平等推進担当課において、あらかじめ受付順に番号付けする。
- カ 抽選機により抽出されたくじの男女別にそれぞれ1番目を合格者とする。また、合格者に辞退等があるときのため、男女別に2番目以降を補欠者とし、抽選の早い者を優先する。
- 9 選考結果

選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

10 報告 選考結果は、市長に報告する。

11 庶務

委員の公募に関する庶務は、男女平等推進担当 課で処理する。

12 その他

この要領に定めるもののほか、委員の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

13 実施期日

この要領は、平成26年1月31日から実施する。

14 経過措置

この要領の一部改正は、平成26年4月1日から 実施する。

6 青梅市男女平等推進計画懇談会委員名簿

任期:令和4(2022)年4月1日~令和6(2024)年3月31日

選出区分	氏名	所属等
要綱第3項第1号	加藤 めぐみ	明星大学人文学部教授
要綱第3項	大野 哲明	青梅商工会議所
第2号	宮田美保	NPO法人青梅こども未来
要綱第3項	天野 典泰	公募市民
第3号	相田 待子	公募市民

※敬称略、所属等については委嘱時点のものです。

7 青梅市男女平等推進計画検討委員会設置要綱

平成23年11月1日 実施

改正 令和4年6月1日

1 設置

青梅市男女平等推進計画(以下「計画」という。) の策定および推進に関し必要な事項の検討を行う ため、青梅市男女平等推進計画検討委員会(以下 「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、委員12名をもって組織し、それぞれ 次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 市民安全部長
- (2) 副委員長 市民活動推進課長
- (3) 委員 職員課、市民安全課、高齢者支援課、 障がい者福祉課、健康課、子育て推進課、子ど も家庭支援課、商工観光課、指導室および社会 教育課の職員

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委 員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または 資料の提出を求めることができる。

6 部会

- (1) 委員会は、計画の策定および推進に関する 事項について調査および研究を行うため、部会 を置くことができる。
- (2) 部会の設置および運営に関し必要な事項は、 委員会が定める。

7 報告

委員長は、委員会の検討結果をまとめ、青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、男女平等推進担当課において 処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成23年11月1日から実施する。

11 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日 から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成30年4月1日 から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成31年4月1日 から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、令和4年6月1日 から実施する。

8 青梅市男女平等推進計画検討委員会委員名簿

役職	所属	氏名
委員長	市民安全部長	青木 政則
副委員長	市民安全部市民活動推進課長	小井戸 雄一
委員	総務部職員課長	塚田 正巳
委員	市民安全部市民安全課長	田島 一紀
委員	健康福祉部高齢者支援課長	中村 幸子
委員	健康福祉部障がい者福祉課認定サービス係長	水村 真祐美
委員	健康福祉部健康課特定健診係長	塩野・千春
委員	子ども家庭部子育て推進課助成係長	萩原 志保子
委員	子ども家庭部子ども家庭支援課ひとり親福祉担当主査	谷田部 正美
委員	経済スポーツ部商工観光課長	渡部 亀四郎
委員	教育部指導室長	拝原 茂行
委員	教育部社会教育課図書館担当主査	石田 智津子

(令和5(2023)年3月時点)

9 関連法規等

(1) 男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号)

最終改正:平成十一年十二月二十二日号外法律第一六〇号

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条—第二十八条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等 我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上 で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち 合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発 揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な 課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理 念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関 する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律 を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び

文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男 女間の格差を改善するため必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に 提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別 的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を 発揮する機会が確保されることその他の男女の人権 が尊重されることを旨として、行われなければなら ない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に 行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

- 第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共 同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた 施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に 応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)
- 第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男 女共同参画社会の形成に寄与するように努めなけれ ばならない。

(法制上の措置等)

- 第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の 措置その他の措置を講じなければならない。 (年次報告等)
- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の 形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形 成の促進に関する施策についての報告を提出しなけ ればならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会 の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文 書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関 する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画 (以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、 男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 (以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を 定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ー 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施 第の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域にお ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女 共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域におけ る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策につ いての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計 画」という。)を定めるように努めなければならない
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画 又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及 び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成 に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措 置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。(調査研究)
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同 参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その 他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の

策定に必要な調査研究を推進するように努めるもの とする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男 女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支 援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ず るように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(部署)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」 という。) を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項 に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施 策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査 し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及 び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣 総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総 数の十分の五未満であってはならない。

- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の 議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四 未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年と する。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、 監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要が あると認めるときは、前項に規定する者以外の者に 対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及 び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、 政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第 一項の規定により任命された男女共同参画審議会の 委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三 条第一項の規定により、審議会の委員として任命さ れたものとみなす。この場合において、その任命さ れたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規 定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四 条第二項の規定により任命された男女共同参画審議 会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とす
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第 一項の規定により定められた男女共同参画審議会の 会長である者又は同条第三項の規定により指名され た委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日 に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長と

して定められ、又は同条第三項の規定により審議会 の会長の職務を代理する委員として指名されたもの とみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一○二号 抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 〔略〕
 - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、 第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に 掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その 他の職員である者(任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定 めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に 満了する。

一~十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二~五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に 法律で定める。

> 附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇 号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

(2) 東京都男女平等参画基本条例

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策 (第八条—第十一条)

第三章 男女平等参画の促進 (第十二条・第十三条)

第四章 性別による権利侵害の禁止(第十四条)

第五章 東京都男女平等参画審議会(第十五条—第十九条)

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、 互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければな らない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある 都市として発展するためには、家庭生活においても、社 会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性 と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが 重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあ らゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和 のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわりなく個人として尊重 され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、 責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、こ こに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当

該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性 的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益 を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会 を基本理念として促進されなければならない。

- 男女が、性別により差別されることなく、その人権 が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活に おける活動及び政治、経済、地域その他の社会生活にお ける活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会 (都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、 事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以 下同じ。)と相互に連携と協力を図ることができるよう 努めるものとする。

(都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、 男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう 努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画 の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると 認められること又は男女平等参画に必要と認められる ことがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第二章 基本的施策

(行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策

並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を 策定するものとする。

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらか じめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意 見を聴かなければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。 (情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に 資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の 実施状況等について、年次報告を作成し、公表するもの とする。

第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策 又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等 参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他 必要な支援を行うよう努めるものとする。

(都の附属機関等における委員構成)

第十二条の二 都の政策の決定過程に多様な価値観や 発想を反映させるため、都の付属機関及びこれに類似す る機関(以下「都の附属機関等」という。)の委員を選 任するに当たっては、知事が別に定めるものを除き、男 女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となる よう努めなければならない。

2 都の附属機関等は、一つの性の委員のみで組織しないものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参 画を促進する責務を有する。

- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、 事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況につ いて報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況 について公表するものとする。
- 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助

言等を行うことができる。

第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラ スメントを行ってはならない。
- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

第五章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要 事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都 男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内 をもって組織する。

2 委員は、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるように選任しなければならない。

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都男女平等参画基本条例第十二条の二の規定は、この条例の施行後に選任される都の附属機関及びこれに類似する機関の委員について適用する。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:令和四年六月十七日号外法律第六十八号

第一章総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下 の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた 取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯 罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわ らず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。 また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であ り、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を 加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げ となっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男 女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、 被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。 このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている 国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶 者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制 を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止 するとともに、被害者の自立を支援することを含め、 その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及 び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において 「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (以下この条並びに次条第一項及び第三項において 「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本 計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議 しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府 県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この 条において「都道府県基本計画」という。)を定めな ければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に 即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町 村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この 条において「市町村基本計画」という。)を定めるよ う努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村 基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ れを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言 その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所 その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴 力相談支援センターとしての機能を果たすようにする ものとする
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機 能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行う ものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ず ること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹 介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、 又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して 行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護 を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者 からの身体に対する暴力に限る。以下この章において 同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配 偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう 努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった と認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴 力相談支援センター又は警察官に通報することができ る。この場合において、その者の意思を尊重するよう 努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった と認められる者を発見したときは、その者に対し、配 偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有 する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての 説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する 通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者 に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支 援センターが行う業務の内容について説明及び助言を 行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するも のとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事 務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律 第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百 六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三 十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるとこ ろにより、被害者の自立を支援するために必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員 の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けた ときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるも のとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命 等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加 える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章におい て同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同 じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者 である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対す る暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、 被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受け る身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において 同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を 受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体 に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受 けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消 された場合にあっては、当該配偶者であった者から引 き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。) により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそ

れが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、 その生命又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚を し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当 該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第 四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、 次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、 第二号に掲げる事項については、申立ての時において 被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に 限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前 六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を 用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の 情を催させるような物を送付し、又はその知り得る 状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る 状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、 若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞 恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若し くはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成 年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条 第一項第三号において単に「子」という。)と同居し ているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと 疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があ ることから被害者がその同居している子に関して配偶 者と面会することを余儀なくされることを防止するた め必要があると認めるときは、第一項第一号の規定に よる命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者 の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられ ることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効 力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生 じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該 子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住 居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学 校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、 又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在 する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ず るものとする。ただし、当該子が十五歳以上であると きは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者 の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を 有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居 している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二 条第一項第四号において「親族等」という。)の住居 に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っている ことその他の事情があることから被害者がその親族等 に関して配偶者と面会することを余儀なくされること を防止するため必要があると認めるときは、第一項第 一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判 所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対 し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命 令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日ま での間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の 本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、 又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在す る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる ものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の 子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該 親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合 にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限 り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る 事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又 は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地 方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に 掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - ー 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
 - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から 受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる 申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員 に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実 があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及 び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号 イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申 立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項に ついての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明 治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の 認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。 ただし、 その期日を経ることにより保

護命令の申立ての目的を達することができない事情が あるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶 者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申 立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求 められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を 求めた事項に関して更に説明を求めることができる。 (保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を 付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで 決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方 が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡 しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかに その旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄す る警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとす る。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力 相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若し くは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事 実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる 事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、 保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名 称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申 立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター が二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対 し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も 遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するも のとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、 即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの 原因となることが明らかな事情があることにつき疎明 があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、 即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保 護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記

- 録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を 命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による 命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項 から第四項までの規定による命令が発せられていると きは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなけ ればならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立て ることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令 を取り消す場合において、同条第二項から第四項まで の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判 所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに 抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用 する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定によ る命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を 取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
 - (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立 て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができな

- いことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の 適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次 に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、 同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本 文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号 までに掲げる事項並びに第十八条第一項本 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と する。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保 護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない 限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を 準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、 裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関 係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害 者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、 被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重 するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分 な配慮をしなければならない。 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の 人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深め るために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発 に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生の ための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させる ための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の 保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものと する。

(民間の団体に対する援助)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の 団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。 (都道府県及び市の支弁)
- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁し なければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる 費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が 行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣 が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含 む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相 談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならな

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの 規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除 く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係に ある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係 にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、 その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等 を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。 この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八 条の二に規定す る関係にある相 手からの暴力を 受けた者をいう。 以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶 者であった者	同条に規定する 関係にある相手 又は同条に規定 する関係にある 相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第 十一条第二項第 二号、第十二条第 一項第一号から 第四号まで及び 第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二 に規定する関係 にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はそ の婚姻が取り消 された場合	第二十八条の二 に規定する関係 を解消した場合

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する 第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。 次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲 役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の 二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二 十八条の二において準用する第十八条第二項の規定に より読み替えて適用する場合を含む。)の規定により 記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書によ

り保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に 処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律 第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定 による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関 する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を 目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加え られ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるも のとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規 定による命令に関する事件については、なお従前の例 による

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律 第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四 十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。
 - 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条 並びに第十九条の規定 公布の日
 - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、 第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平 成二十六年十月一日

三〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施 行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕 (施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施 行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 [検討等]

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四号までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一項に掲げる規定の施行後 三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配 偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における 更生のための指導及び支援の在り方について検討 を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも のとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布 の日

二~四〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別特段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後

のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の 効力並びにその執行については、次章に別段の定め があるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

- 第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。
- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の 規定によりなお従前の例によることとされ、なお効 力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前 の法律の規定の例によることとされる人の資格に 関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に 処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同 じくする有期禁錮に処された者と、拘留に処せられ た者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者と みなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部 改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定 める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕 (施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を 改正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日
 - 二〔略〕

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日号外法律第六十四号)

最終改正:令和四年六月一七日号外法律第68号

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条一第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生 活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力 を十分に発揮して職業生活において活躍すること (以下「女性の職業生活における活躍」という。) が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画 社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理 念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進 について、その基本原則を定め、並びに国、地方公 共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、 基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業 生活における活躍を推進するための支援措置等につ いて定めることにより、女性の職業生活における活 躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が 尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の 需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応で きる豊かで活力ある社会を実現することを目的とす る。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を 営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の 家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職するこ とが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業

- 生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、 男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、 育児、介護その他の家庭生活における活動について 家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生 活における活動を行うために必要な環境の整備等に より、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続 的な両立が可能となることを旨として、行われなけ ればならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の 意思が尊重されるべきものであることに留意されな ければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、 又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活 に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職 業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 その他の女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は 地方公共団体が実施する女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活 における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体 的に実施するため、女性の職業生活における活躍の

- 推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施 策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活に おける活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府 県の区域内における女性の職業生活における活躍の 推進に関する施策についての計画(以下この条にお いて「都道府県推進計画」という。)を定めるよう 努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町 村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を総合的かつ効果的に実施することができる よう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一 般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特 定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」 と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主 行動計画策定指針」という。)を定めなければなら ない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを 定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業 主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般 事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合 について、第四項から第六項までの規定は前項に規 定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又 は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等 に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しては ならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号 のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り 消すことができる。
 - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した とき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。 (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請 に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該 事業主について、女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業 主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行 動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野 における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す る法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業 等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法 律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する 業務を担当する者を選任していること、当該女性の職 業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状 況が特に優良なものであることその他の厚生労働省 令で定める基準に適合するものである旨の認定を行 うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特定 認定一般事業主」という。)については、第八条第一 項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を 取り消すことができる。
 - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消す とき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと 認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚 偽の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律 に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)
- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第

- 三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定 する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項 の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従 事しようとするときは、厚生労働省令で定めるとこ ろにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の 労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定める ものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定 による届出があった場合について、同法第五条の三 第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、 第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四 十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、 第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定 は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事 する者について、同法第四十条の規定は同項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する者に対す る報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第 四項の規定はこの項において準用する同条第二項に 規定する職権を行う場合について、それぞれ準用す る。この場合において、同法第三十七条第二項中「労 働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の 職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条 第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事 しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当 該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」と あるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三 の規定の適用については、同法第三十六条第二項中 「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働 者の募集に従事させようとする者がその被用者以外 の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中 「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女 性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平 成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定

- による届出をして労働者の募集に従事する者」と、 「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二 項の相談及び援助の実施状況について報告を求める ことができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による 届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主 団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究 の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の 内容又は方法について指導することにより、当該募 集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は それらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業 主」という。)は、政令で定めるところにより、事 業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計 画(特定事業主が実施する女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下 この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取 組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行 動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければ ならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を 実施するとともに、特定事業主行動計画に定められ た目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公 表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の 公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。) は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
 - その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に 対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との 両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省 令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営も うとする女性の職業選択に資するよう、その事業にお ける活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なく ともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなけ ればならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公 表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところに より、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職 業選択に資するよう、その事務及び事業における女 性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に 公表しなければならない。
 - その任用し、又は任用しようとする女性に対する 職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両 立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進 するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の 一部を、その事務を適切に実施することができるも のとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託 することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又 は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、 当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する地方公共団体の施策を支援するために必要 な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるも のとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業 主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施 するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活に おける活躍の推進について、国民の関心と理解を深 め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活 動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に資するよう、国内外における女性の 職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。 (協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の 区域内において第二十二条第三項の規定による事務 の委託がされている場合には、当該委託を受けた者 を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認める ときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加え ることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、 内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな ければならない。

(秘密保持義務)

- 第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の 事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会 の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (協議会の定める事項)
- 第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは 第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表 をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二 十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした 認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である 第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規 定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた 者がこれに従わなかったときは、その旨を公表するこ とができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第 十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚 生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところ により、その一部を都道府県労働局長に委任するこ とができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の 実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安 定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命 令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第二十二条第四項の規定に違反した者
 - 二 第二十八条の規定に違反した者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月 以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 第十六条第四項の規定による届出をしないで、 労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第 三十七条第二項の規定による指示に従わなかった 者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第 三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十 万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽 の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して 答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした 者

- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚 偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、 第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を 除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並 びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日か ら施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、 その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に 従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密に ついては、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含 む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定す る日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用 については、この法律は、第一項の規定にかかわら ず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政 令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の 一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三一日法律第一四号 抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に 定める日から施行する。
 - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加 える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の 日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十 六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並 びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。) の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律 の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該年号に定める日から施行する。

> [令和元年一二月政令一七四号により、令和 二・六・一から施行]

- 一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年超え ない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則適 用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の 状況について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと する。

附 則〔令和四年三月三一日法律第一二号 抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。 ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 「略〕
- 三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規 定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の 施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

> [令和四年六月一七日法令の規定の適用六八 号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。) 及びこの法律(以下「刑法第一部改正法等」という。) の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
- 2 刑法等一部改正法の施行後にした行為に対して、他 の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、 なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃 止前の法律の例によることとされる罰則を適用する 場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十 九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改定 後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十 五条第四項の規定の適用後のものを含む。) に刑法等 一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四 十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」 という。) 第十二条に規定する懲役(以下「懲役」と いう。)、旧刑法十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」 という。) 又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下 「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のう ち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期 の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑 法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。) を 同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑 法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。) を 同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

- 第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処された者に 係る人の資格に関する法令の規定の適用については、 無期の懲役又は禁錮に処された者はそれぞれ無期拘 禁刑に処された者と、有期の懲役又は禁錮に処された 者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処され た者と、旧拘留に処された者は拘留に処された者とみ なす。
- 2 拘禁刑又は拘留に処された者に係る他の法律の規 定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を

有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者と、拘留に処された者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改 正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 [令和四年六月一七日法律第六八号 抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改 正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日か ら施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日
 - 二 〔略〕

(5) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (昭和六十年七月--日号外条約第七号)

最終改正:昭和六十年七月一日号外条約第七号

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、 人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する 信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言 が、差別は容認することができないものであるとの原則 を確認していること、並びにすべての人間は生まれなが らにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等 であること並びにすべての人は性による差別その他の いかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及 び自由を享有することができることを宣明しているこ とに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての 経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有 について男女に平等の権利を確保する義務を負つてい ることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各 国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際 条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した 男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告 に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかか わらず女子に対する差別が依然として広範に存在して いることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の 原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、 女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済 的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであ り、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、 また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために 完全に開発することを一層困難にするものであること を想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、 教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とする ものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及 び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平 等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイ ト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、 新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内 政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であ ることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊 張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいか んを問わない。) の間で相互に協力し、全面的かつ完全 な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の 下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正 義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植 民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の 権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及 び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促 進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献するこ とを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とす

る平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な 手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及 びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当 な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。) をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を 基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判 所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる 行為からも女子を効果的に保護することを確保す ること
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は 慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの 義務に従つて行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること.
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、 慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべて の適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑 罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、 経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との 平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享 有することを保障することを目的として、女子の完全な 能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措 置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置を とる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能として の母性についての適正な理解並びに子の養育及び 発育における男女の共同責任についての認識を含 めることを確保すること。あらゆる場合において、 子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売 春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立 法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利 並びに政府のすべての段階において公職に就き及 びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関 の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての 適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子 に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特 に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、 自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫 の国籍を妻に強制することとならないことを確保す る。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設に おける職業指導、修学の機会及び資格証書の取得 のための同一の条件。このような平等は、就学前 教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技 術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確 保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準 の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施 設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の 機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一 の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の 教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含 む。)を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労 働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考 基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、 老齢その他の労働不能の場合における社会保障) についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する 差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の 権利を確保するため、次のことを目的とする適当な 措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、 かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利 益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものと

し、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用 を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス (家族計画に関連するものを含む。)を享受する機 会を確保することを目的として、保健の分野におけ る女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当 な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の 信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる 側面における文化的活動に参加する権利 第十四条
- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家 族の経済的生存のために果たしている重要な役割 (貨幣化されていない経済の部門における労働を含 む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対す るこの条約の適用を確保するためのすべての適当な 措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び 実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当 な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革 並びに入植計画において平等な待遇を享受する権 利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力 及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を 享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の 法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使 する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を 締結し及び財産を管理することにつき女子に対して 男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所におけ る手続のすべての段階において女子を男子と平等に 取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書 (種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の 自由に関する法律において男女に同一の権利を与え る。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項に ついて女子に対する差別を撤廃するためのすべての 適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基 礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な 合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及 び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を もつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の 行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する 同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業 を選択する権利を含む。)

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産 を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び 処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗(ちよく)状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たつては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿 の中から秘密投票により選出される。各締約国は、 自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生 の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務 総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月 前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名 を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事 務総長は、指名された者のアルファベット順による 名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名 簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、 最初の選挙において選出された委員のうち九人の委 員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員 長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任 務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を 提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにと つた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれ らの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、 委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出 することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ず る時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員 会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。 第十九条
- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。 第二十条
- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を 検討するために原則として毎年二週間を超えない期 間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて 毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約 国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一 般的な性格を有する勧告を行うことができる。これ らの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国 から意見がある場合にはその意見とともに、委員会 の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規 定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影 響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約 又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、 国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面 による通告により、いつでもこの条約の改正を要請 することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連 合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力 を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた 留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、 その撤回をすべての国に通報する。このようにして 通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争 で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛 争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要 請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当 事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事 国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの 条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を 宣言することができる。他の締約国は、そのような 留保を付した締約国との関係において1の規定に拘 束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこ の条約に署名した。

青梅市ジェンダー平等推進計画

- ■発行者/青梅市
- ■発行日/令和5(2023)年3月
- ■企画編集/青梅市市民安全部市民活動推進課 〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1

TEL: 0428-22-1111(代表)

